

平成27年度短期外国出張者報告書簡

氏名 和波宏典	所属庁・官職 最高裁判所事務総局 家庭局第一課長	出張先 中華人民共和国（マカオ）
國澤枝未	同局第二課専門職	
提出書面 平成27年7月9日付け報告書簡		
キーワード欄 子の奪取条約及び子の保護条約に関するマカオ会議への出席		

平成27年7月9日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

最高裁判所事務総局家庭局第一課長 和波宏典

同局第二課専門職

國澤枝未

当職らは、平成27年6月24日から同月27日までの間、中華人民共和国（マカオ）に子の奪取条約及び子の保護条約に関するマカオ会議出席のため出張しました。その概要は別紙のとおりです。

以上

(別紙)

第1 はじめに

今回のアジア大洋州シンポジウムは、マカオ特別区法改革・国際法局、香港特別区法務省及びハーグ国際私法会議アジア大洋州事務局の共催により、「ハーグ子の奪取条約及び子の保護条約を通じての子の幸福を目指して」との題名で、2015年6月25日及び26日、マカオ・サイエンスセンターにおいて開催された。今回のシンポジウムの議題は、別紙1記載のとおりであり、我が国からは、大谷美紀子弁護士、孫崎馨外務省領事局ハーグ条約室長、竹田聰同室課長補佐、和波宏典最高裁家庭局第一課長及び國澤枝未同局第二課専門職が出席した。なお、出席者の詳細は、別紙2記載のとおりであり、参加国として17か国から83名、独立専門家として31名（参加国以外では4か国）、メインスピーカーとして2名、ハーグ国際私法会議常設事務局及びアジア大洋州事務局から5名の合計123名の参加があった。

第2 開会

1 欽迎の挨拶

Ms. Chan Hoi Fan マカオ特別区行政司法長官及びMr. Li Zhenhua マカオ特別区外務省長官室局長から、歓迎の挨拶がされた。

上記の挨拶では、今回のシンポジウムが2013年3月に開催されたシンポジウムのフォローアップ的な位置付けであり、特に、子の奪取条約及び子の保護条約の二つの条約に焦点を当て、これらの条約に関する意見交換を通じて各国の相互理解を深め、協力態勢を構築することで、国際的な子の保護を図ることが目的であること、マカオは、子の奪取条約の締約国ではあるが、子の保護条約の締約国ではないことから、今回のシンポジウムで子の保護条約に関する各国の運用についての情報を得ることを期待していることが述べられた。

2 開会の挨拶

続いて、Mr. Rimsky Yuen 香港司法長官及びDr. Christophe Bernasconi ハーグ国際私法会議事務局長から、開会の挨拶がされた。

香港司法長官の挨拶では、国際結婚や国際的な人の移動が多くなる中で、国際的な子の利益の保護の要請がますます高まっており、どのように子の奪取条約及び子の保護条約が子の権利の保護に貢献し得るのかについて関心を持っていること、香港も締約国である子の奪取条約は、国連子どもの権利委員会においても注目され、ハーグ国際私法会議の採択した条約の中でも最も成功した条約の一つであること、一方で、香港は、子の保護条約の締約国ではないが、同条約に関する各国の運用状況について強い関心を持っていること、さらに、本年11月にも、香港において、今回のシンポジウムのフォローアップとしての会議の開催を予定していることが述べられた。

ハーグ国際私法会議事務局長の挨拶では、今回のシンポジウムを、子の奪取条約の生みの親であり、2週間前に亡くなった Mr. Adair Dyer 元ハーグ国際私法会議事務次長に捧げたい旨が述べられるとともに、ハーグ国際私法会議の概要について説明がさ

れた。ハーグ国際私法会議の概要としては、同会議の目的が、管轄、準拠法、承認執行、司法共助の4つの場面に関する国際的な枠組みを作ることであり、大きく分けると、国際民事手続、国際商業・国際金融、国際的な子の保護の3つの分野を中心に扱っていること、国際的な子の保護の分野では、子の奪取条約、国際養子縁組条約、子の保護条約及び国際扶養条約の4つの条約が重要な役割を担っていること、日本が子の奪取条約に加盟したことは、この分野における重要な進展であることが述べられた。さらに、今回のシンポジウムで扱われる二つの条約に関し、子の奪取条約は、返還のメカニズムについて規定しているだけであり、子の監護等に関する管轄等については何も規定していないこと、子の保護条約は、子の奪取条約が規律していない、管轄や準拠法、承認執行について扱っており、同条約を補完するものとして非常に重要な役割を担っていることが強調された（別紙3参照）。

3 基調演説

次に、Ambassador Susan Jacobs 米子ども問題大統領特別顧問から、基調演説がされた。

上記基調演説では、国際結婚が破綻する事案が多くなってきていること、その結果として子の奪取事案も増加しており、そのような状況下の子の心情・環境に様々な悪影響があり得ることを懸念していること、それに対応するために、子の奪取条約が重要な役割を果たしており、アメリカの中央当局は、各国と協力して子の利益保護のための活動を行っていることが述べられた。また、アメリカは、本年4月末に子の保護に関する報告書を公表したが、中でも、アジア大洋州地域において子の利益の保護がどのように図られているかについて強い関心を有しており、この観点から、日本の子の奪取条約への加盟を非常に歓迎していることが述べられた。さらに、子の奪取条約を補完するという観点から重要と考えられる子の保護条約に関し、アメリカは、2010年に署名し、現在、加盟に向けての手続を進めているところであることも紹介された。最後に、各国が、必要な条約に加盟し(join)、これを実施し(implement)、そして執行する(enforcement)ことが重要であることを述べて基調演説が締めくくられた。

第3 子の奪取条約と子の保護条約の補完関係

1 子の奪取条約及び子の保護条約の相互補完関係について

標記の議題について、Professor Anselmo Reyes ハーグ国際私法会議アジア大洋州事務局長を司会者とし、Dr. Christophe Bernasconi ハーグ国際私法会議事務局長、Mr. Philippe Lortie ハーグ国際私法会議一等書記官及びJustice Victoria Bennett オーストラリア家庭裁判所裁判官による講演（別紙4及び5参照）が行われた。講演の概要は、以下のとおりである。

子の奪取条約は、例えて言えば、問題となっている子を適切な病院に連れていくためのシステムであり、子の保護条約は、その病院において、当該子に対し、適切な治療を行うためのシステムを提供するものである。

子の保護条約の7条は、子の保護に関する基本的な管轄原因を定めており、管

轄原因を国際的に調和させることで、フォーラムショッピングを目的とした子の奪取を防止することが期待される。11条は、緊急に子を保護する必要がある場合の管轄原因であり、特に、子の奪取が発生した場合に、当該子を常居所地国に返還するまでの間における保護を図るために非常に重要な役割を果たすこととなる。さらには、8条において、原則的管轄を有する裁判所が、他国がより適切に管轄を行使し得ると考えた際には、当該管轄を移転することも認めている。これにより、個別具体的な事情に応じて、最も適切な国が管轄権を行使することが可能となる。

そして、条約上の管轄原因に基づいて採られた措置は、緊急管轄によるものも含めて、原則として、常居所地国を含む全ての締約国で自動的に承認され、執行力を有することとされている（23条から28条まで）。これは、子の奪取条約において、子の返還に当たって条件を付することが困難であるという課題に対し、一定の解決を提供するものである。子の奪取条約上で用いられていたアンダーテイキングは、その実効性という観点から疑問があり、ミラーオーダーも、必ずしも全ての国で利用し得る手段ではない。しかし、子の保護条約上の管轄原因に基づき、例えば、相手方に金銭の支払等を命じた場合には、その命令は、原則として、他の締約国においても承認され、執行力を付与されることとなり、一定の強制力を持たせることが可能となる。

準拠法についても、子の保護に関しては、原則として、常居所地国法が実質法として適用されることとなっており（15条から22条まで）、例えば、子の出生地国法と常居所地国法のいずれが適用されるか、といった複雑な問題を回避することが可能となっている。

また、子の奪取条約においては、21条のみが面会交流について規定しているが、子の保護条約は面会交流についても適用範囲に含まれている。さらに、子の保護条約32条は、子の状況についてのフォローアップという観点から、中央当局同士の情報交換等について定めている。

このように、子の保護条約は、子の奪取条約で規律されていない場面について規定を設けており、相互に補完する関係にある。ちなみに、両条約は、国連児童の権利条約に規定する子の権利の実現という観点からも、重要な意義を有していると考えられる。

一方で、子の保護条約は、子の奪取条約以上に法的に複雑な問題を扱っていることから、各国は、その内容について基本的な理解を共有することが重要である。これに関連して、オーストラリアからは、子の保護条約に関し、ネットワーク裁判官を通じて収集した各国の基本情報が配布された（別紙6）。

なお、質疑において、実務上、「常居所地国」の認定に困難を伴うことが少くないことから、これに関するガイドラインの作成が要望された。この懸念自体は共有されたものの、いまだ各国において「常居所地国」の概念について必ずしも共通理解が形成されているとはいはず、直ちにガイドラインの作成に着手することは時期尚早であるとの指摘がされた。

2 子の奪取条約及び子の保護条約の実務的運用に関する考察

標記の議題について、Mr. Dennis Ho 弁護士（香港）を司会者とし、Ms. Anne-Marie Hutchinson OBE 弁護士（UK），Ms. Alison Shalaby リュナイト CEO（UK），大谷美紀子弁護士（日本）による講演が行われた（別紙7及び8参照）。講演の概要は、以下のとおりである。

（United Kingdom）

UKにおいては、1986年から子の奪取条約が効力を有しているが、UKは、子の奪取条約について国内実施法を制定している。これに対し、子の保護条約については、2012年から効力を有しているが、国内実施法は制定されておらず、条約を直接適用している。しかし、その運用については、大きな問題は生じていない。近時、下級裁において、子の保護条約の適用が問題となる事案が増えてきていると感じている。なお、UKでは、これらの条約に関する事件については、弁護士費用を含む手続費用を政府が全て負担している。

リュナイトは、UKのNGOであり、2012年に506件、2013年に520件の子の奪取案件を扱っている。その処理の状況は、別紙7のスライド3及び4のとおりである。子の奪取条約は、この問題を解決する上で、非常に有用な条約であるが、なお不十分な点が少なくない。具体的には、締約国の中には、条約上の義務を必ずしも十分に果たしているとはいえない国もあること、子の返還に関する手続、特に上級審の手続に時間がかかることが少なくないこと、執行の手続が必ずしも十分に整備されていないといったことである。そのような観点から、子の奪取の問題を解決するためには、mediationを活用することが有用ではないかと考えている。もちろん、mediationが全ての子の奪取事案で適切であるとはいえないが、mediationを利用した当事者の感想は、一般的に非常に好意的であり、今後も、その活用が検討されるべきであろう。（その後、リュナイトが作成した、mediation利用者に対するインタビュービデオを視聴した。）

質疑において、UKの子の返還手続において、LBPは必ずしもUKの裁判所に出頭する必要はないのかとの質問がされ、これに対し、LBPが適切な代理人を選任すれば、必ずしも自ら出頭する必要はないとの回答がされた。

（日本）

日本は、昨年、子の奪取条約に加盟したが、国際養子縁組条約及び子の保護条約には加盟していない。日本は、子の奪取条約の実施に専念すべきであるという考え方もあり得るかもしれないが、私自身の経験に照らせば、既に、この1年間の経験を踏まえても、子の保護条約を締結すべき必要性は明らかとなっていると思われる。先ほどから述べられている、子の保護条約の補完性に照らせば、日本は、子の奪取条約のみでは解決し得ない実質法上の問題点に対応するために、子の保護条約の締結を検討すべきである。

なお、アジア大洋州地域においては、子の保護条約について必ずしも十分に認知されていない。例えば、2011年のローエイシアにおいて採択された宣言においても、同条約に対する言及がない。今後は、アジア大洋州地域において、子の保護条約に対する関心をより高める必要がある。

第3 各国からの報告 1

各国からの報告 1においては、Madam Justice Bebe Chu 裁判官（香港）を司会者とし、中国、香港及びシンガポールから、条約の実施等に関する報告がされた。報告の概要は、以下のとおりである。

1 中国

中国からは、以下のとおり、Professor Guo Yujun（武汉大学）及び Ms. Zhao Ningning 弁護士の報告がされた（別紙 9 及び 10 参照）。

中国は、香港特別区及びマカオ特別区を除き、子の奪取条約及び子の保護条約のいずれについても加盟していない。香港特別区については UK の管轄下にあった時代の、マカオ特別区においてはポルトガルの管轄下にあった時代の、各条約の効力の継続性を承認する形で適用がされている。

しかし、中国においても、新たな立法措置が必要であるといった困難は予想されるものの、子の保護という観点から、子の奪取条約及び子の保護条約、特に後者の加盟の必要性があると考えている。裁判所において扱われる、国際的な離婚案件や子の奪取案件、国際的な面会交流案件の数は増えているが、裁判所で扱われている案件は、全紛争のうちの 3 分の 1 にすぎないといわれている。これには様々な原因が考えられるが、そのうちの一つが、国際家族案件に関する管轄の考え方方が複雑であり、標準的な規律が定められていないことにあると考えられる。そして、子の保護条約は、これに対して一定の解決を与えるものであり、しかも、その内容において、中国の国内法と矛盾・抵触するものではない。なお、子の利益の保護に関する規定は、中国の国内法において様々な形で設けられているが、実務家として非常に困難を感じる点は、やはり管轄の問題である。

さらに、中国において子の保護条約を実施する上で問題があるとすれば、どの機関が中央当局を担うべきかという点であろう。

質疑応答において、中国に連れ去られた子どもの所在を探すことが可能かとの質問がされ、これに対し、中国では法的にはそのような手続が担保されていないが、司法省に対して協力を要請するか、弁護士に依頼することが適切であろうとの応答がされた。また、中国において、子の奪取に関わる事件については、どの機関に相談をすればよいのかとの質問に対しては、基本的には、民事裁判所に申し立てことになるが、当事者に外国人が含まれている場合には、裁判所が事件を受け付けるかどうかは、必ずしも明確ではないとの応答がされた。

2 香港

香港からは、以下のとおり、Mr. Dennis Ho 弁護士、Ms. Susuana Sit 香港司法省副政府弁護士（司法共助担当）、Judge Sharon Melloy 香港地方裁判所裁判官の報告がされた（別紙 11 から 13 まで参照）。

香港は、子の奪取条約に関し、1997年に実施法を制定した。同条約の多くの規定は実施法に組み込まれているが、あわせて、実施法の第 3 章において、条

約の規定が法律としても効力を有することを規定している。

子の返還に関する要件は、条約に規定されているものと同様であるが、香港の裁判所は、子の返還事件について最優先で処理しなければならないこととされている。なお、香港における最近の事例について、別紙11のスライド14から23まで紹介していることから参照していただきたい。

香港の実務家にとって、子の返還事件を扱うに当たって困難な問題が幾つかあるが、中でも重要な問題は、渡航費用、裁判費用、子どもを返還するための費用等、当事者の費用的な負担をどうすべきかといった点であり、これに関連して、当事者が裁判に関与している間に仕事を休まなければいけないという問題もある。また、香港では、全ての当事者に対して法律扶助が適用されるわけではないという点も問題である。あわせて、より実務的な問題としては、子どもが帰国した後の生活環境をどう整えるのか、ビザの取得、必要に応じて扶養料の請求といった点についても考えておく必要がある。

最後に、子の返還に関する最も大きな課題は、子どもが非締約国に連れ去られた場合であり、このような観点からは、子の奪取条約の締約国を増やすことが極めて重要である。

香港では、法務省が中央当局として指定されている。中央当局には4から5名の弁護士が所属しており、迅速性を最優先に事件処理を行っている。2005年5月1日から2015年5月30日までに扱った子の奪取事案は、別紙12のスライド2のとおりであり、オーストラリア、UK、アメリカとの事案が多い。

中央当局は、各国の中央当局と協力をしながら活動を行っているが、これに加えて、国内の様々な機関、例えば、出入国管理局、社会福祉局、法律扶助局といった機関とも密接な連携をとっている。なお、各国の中央当局を含むこれらの機関や当事者とのやり取りは、基本的にE-mailとFAXで行っている。

香港の実施法については、2014年に幾つかの重要な改正がされている。そのポイントは、別紙12のスライド4のとおりであるが、子どもの所在調査に関する規定及び子どもの出国禁止に関する規定が重要である。特に、香港では、子の奪取は犯罪とされてはいないことから、子どもの移動を禁止することができるようになったことは非常に大きい。

現在、香港は、子の奪取条約の締約国ではあるが、子の保護条約の締約国ではない。しかし、実務家としては、子の保護条約の趣旨に従って事件を処理すべき場面が少なくなく、香港が子の保護条約に加盟することで、より迅速に、かつ適切に事案を処理できるのではないかと考えている。具体的な事案については、別紙14から16までのとおり、裁判書を配布していることから、そちらを参照していただきたいが、EMD vs MAM事件においては、子どもの常居所地国がブラジルであったが、香港において緊急の命令を発することが適切であると考えられた。子の保護条約であれば、11条の適用によって処理することが可能であったと思われる。また、JMHK vs BRG事件においては、子の保護条約に加盟すれば、同条約6条の規定に基づき、香港が管轄権行使することができ、その命令を他国で執行することが可能であったと考えられる。さらに、TSFJSW vs TLT

事件においては、香港が管轄を有していたものの、UK が管轄権を行使することがより適切であると考えられた事案である。議論の詳細は、裁判書の 39 段落から 42 段落に記載しているとおりであるが、子の保護条約であれば、8 条の規定によって管轄の移転をすることができていたと思われる。

以上のとおり、子の保護条約は、実際の事件において非常に有用であり、香港は、同条約の締結を早急に検討すべきである。

質疑応答の中で、香港においては、どの程度 mediation が活用されているのかとの質問がされ、これに対し、mediation は、法律上、必要的ではないが、裁判官は、その活用を積極的に進めているとの応答がされた。また、mediation における言語についての質問に対し、基本的には英語か中国語が用いられており、それ以外の場合には mediator において通訳を確保することになるが、通訳の確保には困難が伴い、手続の遅延をもたらすことが課題となっているとの応答がされた。

3 シンガポール

シンガポールからは、以下のとおり、Judge Joyce Low シンガポール家族裁判所裁判官の報告がされた（別紙 17 参照）。

シンガポールは、2010 年に子の奪取条約を締結し、シンガポール中央当局は、これまでに 16 件のアウトゴーイング案件を、14 件のインカミング案件を扱っている。前者については、そのうち 6 件が裁判手続によって、5 件は任意の解決によって、5 件は申請の取下げによって終了しており、後者については、8 件が裁判手続によって、2 件が任意の解決によって、4 件が申請の取下げによって終了している。

シンガポールは、2 つの国内法を有しており、条約が発効している国との間では国際子奪取法（International Child Abduction Act）によって、条約が発効していない国又は条約非締約国との間においては児童後見法（Guardianship of Infants Act）によって規律されることとなる。

国際子奪取法（ICAA）に基づく事件は、全て第一審裁判所としての家族裁判所（Family Justice Court）が扱うこととなっており、裁判所は、返還命令を発するか、条約 15 条に基づく不法の宣言をすることができる。

また、できる限り任意の解決を促すという観点から、mediation と counseling を活用することとしている。これらの手続においては、ビデオ会議や他国との共同 mediation などの手続も利用することができる。ただし、これらの活用については、認知度が低く、利用者の数が多くないこと、各国において手続等の標準化が図られていないこと、執行をどのように確保すべきかといった点について課題が多い。

さらに、司法共助も重要であり、シンガポールは 2 名のハーグネットワーク裁判官を指名している。

なお、シンガポール中央当局の役割については、別紙 17 のスライド 15 から 18 までのとおりである。

第4 各国からの報告2

各国からの報告2においては、Mr. Stephen Yau 国際社会援助局香港支部長を司会者とし、インドネシア、フィリピン及びベトナムから、条約の実施等に関する報告がされた。報告の概要は、以下のとおりである。

1 インドネシア

インドネシアからは、以下のとおり、Mr. Dhani Ershiano 法務人権省国際法局長及び Professor Zulfa Djoko Basuki インドネシア大学教授の報告がされた（別紙18及び19参照）。

インドネシアは、子の奪取条約の締約国ではないが、子の利益の保護の観点から、子の奪取条約の締結について検討を進めている。現在は、締結に向けての検討ペーパーを作成しているところであり、その中でも、条約の内容をどのように国内法に組み入れるかが重要な問題となっている。

一方で、子の保護条約については、将来の課題であると認識している。今回のシンポジウムに参加することで、子の奪取条約はもとより、子の保護条約についても、各国から様々な情報を得たいと考えている。

なお、インドネシアの国内法に基づく、子の奪取及び子の保護に関する事件の概要は、別紙19のとおりである。

2 フィリピン

フィリピンからは、以下のとおり、Judge Maria Theresa Mendoza-Arcega 裁判官及び Mr. Carlo Florendo Castro 社会福祉省課長の報告がされた。

フィリピンは、子の奪取条約及び子の保護条約の締約国ではなく、現在は、子の監護に関する事件も、面会交流に関する事件も、いずれも民事裁判所で扱われている。しかし、特に、子の奪取条約に基づく解決ができないことで、実務上の困難を生じており、内外から、同条約の締結を求める声が高まっている。

フィリピン議会において、子の奪取条約を締結することが支持されており、現在、外務省において締結に向けての準備が進められているところである。

子の奪取条約を締結するに当たっては、返還のための手続を新たに構築する必要があり、また、特別の裁判所がこの手続を扱うとすることが望ましいと考えられる。

なお、質疑応答において、フィリピンの国内法と子の奪取条約との整合性について質問がされ、これに対し、フィリピンが同条約を締結するに当たっては、少なくとも、国内法を改正することが必要であると考えているとの応答がされた。

3 ベトナム

ベトナムからは、以下のとおり、Ms. Ho Huong Pham 法務省法務専門官の報告がされた。

ベトナムも、子の奪取条約及び子の保護条約の締約国ではなく、現在、条約に関する研究を進めているところである。しかし、現時点では、国内において、子

の奪取が問題となった事案は、ほとんどなく、これらの条約を締結する必要性がどの程度あるのか、これらの条約を締結することで、ベトナムにとってどのようなメリットがあるのかについて十分に検討する必要がある。

第5 子の奪取条約及び子の保護条約の同時締結について

標記の議題について、Mr. Philippe Lortie ハーグ国際私法会議一等書記官を司会として、自由討議が行われた。

この討議においては、第3の討議を踏まえ、子の保護条約が子の奪取条約を補完する関係にあることから、両条約を同時に締結することについて、十分な根拠があるとの意見が大勢を占めた。

しかし、子の保護条約の必要性は、子の奪取条約との関係においてのみ語られるべきではなく、例えば、難民の子であったり、両親がいない子といった、子の奪取以外の問題を抱えている子の保護にとっても重要な意味を有していること等に鑑みれば、独自の価値を有していることも、より強調されるべきであるとの意見も述べられた。

また、子の保護条約は、管轄、準拠法、承認執行といった法的に複雑な問題を扱っていることから、これらの案件を扱う法律実務家に対し、適切な知識を付与し、十分な研修を行うことが重要であるとの指摘もされた。

さらに、子の保護条約は、子の奪取条約と異なり、手続的な規定ではないことから、子の奪取条約に比べて、国内法を整備する必要性は低いと考えられるが、一方で、これを適切に運用するためのガイドラインを作成することが有用であるとの意見も述べられた。

第6 基調演説

2日目は、Professor Anselmo Reyes ハーグ国際私法会議アジア大洋州事務局長から、1日目の議論のまとめと、本年11月に香港で、今回のシンポジウムのフォローアップとしての会議を計画している旨が述べられるとともに、Ambassador William Crosbie カナダ外務貿易開発省副大臣補佐官から、基調演説がされた（別紙20参照）。

上記基調演説では、国際的な子の保護については、領事業務に関連する問題として、古くは1960年の領事関係に関するウィーン条約の採択にまで遡ること、子の奪取条約は、そのうちの子の不法な連れ去りという文脈で、上記ウィーン条約を補完するものであると位置付けられること、カナダにおいては、領事業務の観点からも、子の不法な連れ去りに関連する要請が増加しており、子の不法な連れ去りを防止するために、例えば、両親の一方が子を連れてカナダから出国する際には、他方の親の同意書の提出を求めるといった様々な努力をしていること（別紙20のスライド3から5まで参照）が述べられた。

また、国連児童の権利条約については、国際的な子の保護という観点から、これが世界的に普及することで重要な役割を果たしていること、同条約の非締結国については、同条約への加盟が強く推奨されるべきことが述べられた。

さらに、子の奪取条約及び子の保護条約との関係では、まずは、これに加盟することが最初のステップであり、次に、これを適切に実施することが重要であること、そのためには、適切な研修の提供やそのための援助の枠組みが必要であることが強調されるとともに、この文脈において、日本が、国内的な課題を乗り越えて、子の奪取条約に加盟したことを歓迎する旨が述べられた。また、これらの条約については、政府間の対話を促進するという観点から、カナダ政府も積極的に関与している、マルタプロセスが非常に重要な役割を果たしていること、2009年の会議においては、mediationの重要性が取り上げられたことが紹介された。

最後に、国際金融の分野では国際約束が重要な役割を果たしているのと同様に、国際家族問題についても、国際約束の重要性は強調されるべきであり、これらの条約の加盟国を増やすための努力が促進されるべきことが強調されて、基調演説が締めくくられた。

第7 各国からの報告3

各国からの報告3においては、Ms. Winnie Chow弁護士(香港)を司会者とし、日本及び韓国から、条約の実施等に関する報告がされた。報告の概要は、以下のとおりである。

1 日本

日本からは、最高裁家庭局第一課長の和波宏典及び孫崎馨外務省領事局ハーグ条約室長の報告がされた。

最高裁からの報告内容は、別紙21から24までのとおりであり、外務省からの報告は、別紙25のとおりである。

2 韓国

韓国からは、以下のとおり、Ms. Eun Young Shin法務省課長補佐及びJudge Ju Hee Song忠州地方裁判所裁判官の報告がされた(別紙26参照)。

韓国は、2012年12月に国内実施法を制定するとともに、子の奪取条約の加入書を寄託し、2013年3月1日、条約の発効と同時に国内実施法が施行された。

韓国では、法務大臣が中央当局となっており、中央当局の役割は、別紙26のスライド4のとおりである。

現在、韓国が加入を承認している締約国は、29か国にすぎず(別紙26のスライド5参照)、この数を増やすことが課題である。

これまでに中央当局が関与した件数は、アウトゴーイングの返還申請が4件、インカミングの返還申請が7件、アウトゴーイングの面会交流申請が1件、インカミングの面会交流申請が2件の合計14件であり、裁判所で扱われた件数は2件であるが、裁判手続で外国に返還された例はないとのことであった(別紙26のスライド6参照)。

第8 各国からの報告4

各国からの報告4においては、Dr. James Ding 香港法務省副主任政府弁護士を司会者とし、オーストラリア、ニュージーランド、フィジー及びマレーシアから、条約の実施等に関する報告がされた。報告の概要は、以下のとおりである。

1 オーストラリア

オーストラリアからは、以下のとおり、Justice Victoria Bennett オーストラリア家庭裁判所裁判官及びMs. Bridget Quayle オーストラリア中央当局上級法務官の報告がされた。

オーストラリアにおいては、子の返還事件において、Family Consultantによる社会科学的観点からの報告書が有用であることが多い。例えば、重大な危険に関して判断をする際にも、この報告書を求めることが少なくない。このFamily Consultantは、従前はカウンセラーや仲裁者としての役割を担っていたが、2006年の家族法の改正によって、新たな役割を与えられ、Family Consultantの調査内容は、裁判官に対して報告されるものとなり、従来のmediationにおける役割は、裁判所外の家族関係センターが引き継ぐこととなった。

なお、オーストラリアでは、mediationを無償で利用することが可能であり、また、電子的なコミュニケーションも利用することが可能であるなど、子の返還事件や面会交流事件の解決にとって非常に有用である。しかし、これを利用することで、裁判手続が遅延することは避けなければならず、そのため、裁判手続と同時並行でmediationを実施するなどの工夫をしている。

また、2006年の改正によって、裁判所が任命する、独立子ども弁護士の役割が明確となった。すなわち、独立子ども弁護士は、従来、子ども代理人と呼ばれており、子どもを代理する役割であるかのように誤解されていたが、上記改正によって、独立子ども弁護士は、子の利益の観点から、必ずしも子の意思に拘束されることなく、独自に活動を行うことが明確になった。

オーストラリアでは、2つの中央当局が指定されており、LBPは、無償で中央当局を利用することができる。特に、外国にいるLBPは、オーストラリアにいる子どもがどのような状況にあるかについて、大きな関心を有していることが多いことから、中央当局の役割の一つがLBPに対する情報提供である。なお、オーストラリアの中央当局は、年間約150件程度の子の返還事件を扱っている。

オーストラリアの中央当局は子の保護条約にも関係しているが、同条約の規律の大部分は、裁判手続に関するものであることから、同条約における中央当局の主な役割は、外国からの質問に対して回答することである。

なお、質疑応答において、重大な危険について、Family Consultantの報告書を求めることがどの程度あるのかとの質問がされ、これに対しては、数としては多くはないものの、例えば、母親と引き離されることで、子どもに対してどのような影響があるのかといったことについて報告書を求めるとはあり得るとの回答がされた。また、Family Consultantは、専門家証人として、反対尋問にさらされることはある得るとの説明もされた。

2 ニュージーランド

ニュージーランドからは、以下のとおり、Judge Jan-Marie Doogue 地方裁判所長及び Ms. Patricia Bailey 中央当局局長の報告がされた（別紙 27 参照）。

ニュージーランドは、子の奪取条約及び子の保護条約の締約国であるが、後者の条約については、最近加盟したばかりである。

子の奪取条約の運用については、条約上の概念について、締約国間で共通理解を得ることが重要であり、その中でも、特に監護権と重大な危険について、その重要性が高いと感じている。

監護権については、条約 3 条において、常居所地国法に基づいて判断することとされているが、一方で、その判断は、返還を求められている国の裁判所がしなければならない。これは非常に困難な作業である。また、条約上の概念について、各国が異なるものとして解釈することは相当ではないことから、監護権については、各国の実質法を前提としながらも、その内容が条約の趣旨に沿っているかどうかを常に検証しなければならない。

例えば、ある事案において、結婚をしていない父親が監護権を有しているかどうかが争われたが、その父親は、子と面会する権利は有しているものの、そこから直ちに監護権を導くことはできないと判断され、子の返還が認められなかつたという例がある。このような判断は、条約の趣旨からは適切ではないとも思われる事から、改めて、監護権の概念について、各国が議論することが必要ではないかと考えられる。

また、重大な危険についても、同様のことがいえる。重大な危険の判断については、ニュージーランドでは、非常に立証のハードルが高く、これが認められる事案は、極めて限られている。一方で、その判断を行うに際しては、その前提として、例えば、DV の被害者等に対し、十分な保護措置が採られるか否かということが重要である。こういった観点からも、重大な危険についても、議論を深めることが必要であろう。

なお、これに関連し、返還が拒否されることは、何ら条約の失敗ではないということは付言しておきたい。条約は、子が常居所地国に返還されることが、その利益に適うということを原則的な考え方としているが、一方で、返還拒否事由を定めていることから、そのバランスを、どのようにとっていくかということが重要であろう。

3 フィジー

フィジーからは、以下のとおり、Ms. Kamni Naidu 司法長官室副弁護士及び Ms. Sophina Ali 司法長官室法務官の報告がされた（別紙 28 参照）。

フィジーは、2012 年に子の奪取条約に加盟したが、子の保護条約については加盟していない。なお、子の奪取条約の内容については、国内法に組み込まれている。

フィジーでは、中央当局が裁判所に対する申立てをすることも可能であり、その場合には、中央当局が、不法な連れ去りの有無や子の常居所地国について主張立証することとなる。また、中央当局は、子どもの出国禁止についても、申立て

をすることとなる。フィジーにおいて、扱われた事案の概要は、例えば、別紙28のスライド6から9までのとおりである。

なお、フィジーにおいては、例えば、両親の一方が、子どもを連れて、祖父母の元へ帰ることは問題ではないと社会的に考えられてきたことから、中央当局の活動を行う上では、そのような観点から困難に直面することが少なくない。

上記以外にも、これまでの経験を通じて、常居所地国の確定、必要な証拠書類の入手、手続の迅速化といった課題が明らかとなってきたが、適切な資源を投入するなどして、これらの課題の解決に向けて努力していきたい。

4 マレーシア

マレーシアからは、以下のとおり、Dr. Zaleha Kamarudin 国際イスラム大学学長の報告がされた（別紙29参照）。

マレーシアは、子の奪取条約に加盟していないが、加盟するに当たっては、イスラム法との整合性を検討する必要がある。

イスラム法の下では、ムスリムの関係する民事事件は、シャリア裁判所が管轄権を有することとなっており、そこでは、イスラム家族法が適用されることとなる。イスラム家族法の下でも、子の利益は最も重要であるとされており、その趣旨において、条約と矛盾するところはないが、一方で、親が子を連れていくことは、何ら犯罪とは考えられておらず、夫婦間において、子の「奪取」が存在するとは考えられていない。

このように、理論的には、条約の思想、概念と、イスラム法の思想とが矛盾することはないが、その実現方法については、社会的、文化的な要素によって、条約の内容とイスラム法の規律内容との間に相違が生じるということはあり得る。したがって、条約を実施することについては、イスラム法との関係で困難を生じる可能性は否定できない。

現在、マレーシアは、子の奪取条約の締結について中立的であるが、今後も、条約の内容とイスラム法の内容の相違について、各国との協議を続けていくことが必要であろう。

第9 各国からの報告5及び6

各国からの報告5及び6においては、Professor Anselmo Reyes ハーグ国際私法会議アジア大洋州事務局長を司会者とし、ロシア、タイ、カンボジア、インド及びスリランカから、条約の実施等に関する報告がされた。報告の概要は、以下のとおりである。

1 ロシア

ロシアからは、Mr. Evgeny Silyanov 教育科学省局長及び Ms. Anna Schepetkova 教育科学省次長の報告がされたが、中央当局としての活動についてのみであり、裁判手続に関する説明はされなかった。

中央当局の活動としては、子の所在を探すことが任務の一つとして重要であるが、その場合には、中央当局の監督下において私立探偵を利用することとなって

いること, mediation の利用を促進しており, 無償で利用することができること, 言語としては, ロシア語, フランス語及び英語が提供されることとなっていることが述べられた。

2 タイ

タイからは, 以下のとおり, Ms. Panotporn Chalodhorn 最高裁長官室付き裁判官及び Mr. Wanchai Roujanavong 司法省国際法局長の報告がされた (別紙 30 から 32 まで参照)。

タイにおいては, 司法長官が中央当局として指定されている。中央当局としての活動は, 全て無償で当事者に対して提供されているが, その費用をどのように賄っていくかが大きな課題となっている。なお, これまでにタイの中央当局が関与した事案は, 返還事案と面会交流事案を含め, インカミング事案が 40 件, アウトゴーイング事案が 2 件である。

インカミング事案については, 子どもの所在が不明な場合には, これを調査することとなるが, タイでは, 警察がこの調査を行い, 子の所在が明らかになった場合には, その地域に事件を送付することとなる。事件が送付された後は, まず, 調停を試みることとなっており, これができない場合には, LBP が裁判手続の申立てをするか, LBP が申立てをしない場合には, 少年・家族訴訟事務所が申立てをすることとなる。LBP が主体的に申立てをしない場合には, どのように手続を進めていくかが, 非常に難しい問題となる。なお, 裁判手続においては, ビデオ会議によって証拠収集を行うことも可能である。

また, 子の奪取の問題を処理するに当たっては, 各国において, 家族に関する考え方, それに基づく家族法の内容に違いがあることや, 経済的な格差があることが大きな課題であると感じている。

3 カンボジア

カンボジアからは, 以下のとおり, HE Ms. Sotheavy Chan 法務大臣の報告がされた (別紙 33 参照)。

カンボジアは, 子の奪取条約及び子の保護条約のいずれも締結していないが, 国連児童の権利条約及び国際養子縁組条約の締約国である。そして, これらの条約を締結するに当たり, 子の権利の保護の観点から, 様々な国内法を改正した。

また, 貧しい当事者, 特に, 女性と子どもに関する事案を扱うための法律扶助制度も存在する。さらに, ADR の活用, 司法官の育成, 国内機関同士の連携も行っていかなければならない。

今後は, 子の連れ去り事案の数と条約締結によるメリットの両方をにらみながら, 子の奪取条約及び子の保護条約の締結について検討を続けていきたい。

4 インド

インドからは, 以下のとおり, Justice Arjan Kumar Sikri 最高裁長官, Justice Vikramajit Sen 最高裁判事及び Mr. Narinder Singh インド国際法協会事務局長

の報告がされた（別紙34参照）。

インドは、子の奪取条約の締約国ではなく、現在は、国内法に基づいて、子の連れ去り事案が処理されている。具体的には、ヒンドゥ婚姻法及び後見法による解決、人身保護令状による解決、外国裁判の承認執行による解決が考えられる。

しかし、国際結婚、離婚が増える中で、子の福祉の観点から、同条約の重要性が高まっており、国内的にも、同条約に加盟すべき旨の勧告がされている。

現在は、条約の実施法について検討しているところであるが、一方で、インド国内では、両親の一方による子の連れ去りは犯罪ではないとの意識が一般的であり、このような実情を踏まえた現在の裁判所の判断との矛盾が生じないよう、慎重に検討を進めていく必要がある。

5 スリランカ

スリランカからは、Justice Kankani Tantri Chitrasiri 抗告審裁判所裁判官が別紙35及び36に基づき、スリランカの子の奪取条約加盟に至る前の状況、加盟するに際しての国内法の制定及びその内容についての報告がされたが、時間の関係で十分な説明がされなかった。

第10 Mediationの活用について

標記の議題について、Mr. Philippe Lortie ハーグ国際私法会議一等書記官を司会として、自由討議が行われた。

全体として、mediationの重要性について異論は出されなかつたが、mediationと裁判手続の連続性については、必ずしも意見が一致しなかつた。すなわち、mediationの秘密性を重視し、裁判手続とは、その実施主体についても、主張や証拠についても完全に切り離されるべきであるとの意見が述べられる一方で、日本のように、裁判手続の中で仲裁や和解を行うという手続も存在しており、それが適切に機能しているという実例もある以上、いずれか一方の立場に偏ることなく、それぞれの特徴を踏まえて議論を行うべきであるという意見も述べられた。

さらには、mediationを利用する場合であっても、迅速な解決は重要であり、その点についても十分な考慮が払われるべきであるとの意見も述べられた。

第11 結論及び勧告並びに閉会

今回のシンポジウムの結論及び勧告について、Dr. Christophe Bernasconi ハーグ国際私法会議事務局長から、以下の12のポイントを含める旨の提案がされ、これについて特段の異論なく了承がされた後、閉会の挨拶がされた。

- 1 子の迅速な返還について規律する子の奪取条約と、管轄、準拠法、承認執行、司法共助について規律し、子の奪取条約を補完する関係にある子の保護条約の重要性を認識すること。
- 2 これらの条約を加盟していない国に対し、加盟を促すこと。
- 3 これらの条約は、国内実質法の内容に影響を与えるものではなく、国際私法的な枠組みを提供するものにすぎず、各国の法制度の相違を埋める役割を果たすものである

ことを確認すること。

- 4 子どもの問題に関しては、友好的な解決が重要であることを強調する一方で、これによって手続の遅延をもたらすべきではないこと。
- 5 適切な実施を確保するために、実務運用に関する情報提供、FAQや国別情報を充実させること。
- 6 子の奪取条約13条bの重大な危険については、制限的に解釈すべきこと。
- 7 対話のプラットフォームとしてのマルタプロセスの価値を再認識すること。
- 8 子の連れ去り事案について、管轄の集中を促すこと。
- 9 実務家に対する適切な研修、教育支援の必要性を認識すること。
- 10 子の連れ去りを防止するための手段の重要性を強調すること。
- 11 ハーグネットワーク裁判官を指名することの重要性を認識すること。
- 12 子の奪取条約及び子の保護条約のみならず、他の条約に関しても、アジア大洋州地域における更なる会議を実施することが望まれること。

以 上